

飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地
障がい者就労支援施設整備活用に係る公募型プロポーザル実施要領

1 主旨

この募集要項は、飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備のため先行して取得していた土地について、その取得目的に沿った活用を図るため、本件土地を障がい者就労支援施設を整備し運営する民間法人に無償貸与する。このことにあたり整備運営事業候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、本要領により参加要件、選定手続について定める。

2 施設整備運営仕様等

① 施設整備を行う事業者の資格

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型を運営している事業所とする。

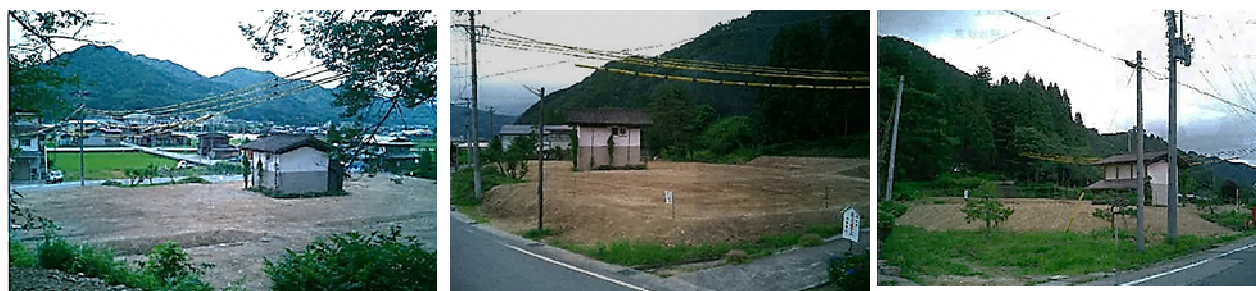
② 整備対象地

対象地は下記の場合とし、更地として契約により市から無償貸与する。

土地の賃貸借契約は、借地借家法に基づく契約をするものとする。（契約期間30年）

(1)場 所	飛騨市古川町下気多字石橋 167-2・169-1・169-2・186-3・186-5 (計5筆)
(2)面 積	2,122.58 m ² (642 坪)
(3)地 目	宅地
(4)取得年月日	H17 年 3 月 24 日
(5)取得後造成	土地造成工事済 (工期：H18.2.5～H18.5.31)
(6)残存建物撤去	現存建物解体工事 R 6 年 10 月発注予定

※土地の詳細のお問い合わせについては、下記事務局までご連絡ください。



③ 施設整備期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間とし、同年度内に供用開始するものとする。（ただし、この期間で事業完了が出来ない等、やむを得ない場合は市と協議により延長できるものとする。）

④ 施設整備要件

○ 地元住民への配慮

施設利用者に支障のない範囲で施設を次の用途で地元住民に開放等することを条件とする。

- ・一時避難場所（有事の開放）
- ・こども会廃品回収場所（土日の開放）
- ・屋外の憩いスペース（東屋等）（今搬の施設整備にあわせて整備し、常時開放）
- ・水穂神社境内来訪者への駐車場開放（常時開放）

○ 市の地域生活支援拠点への協力

地域生活支援拠点の登録事業所となり、同拠点登録している障がい者等の緊急時対応等にも協力することを条件とする。

⑤ 選定事業者への市の支援

飛騨市医療・介護・福祉機関等新設・拡張等支援補助金交付要綱（令和4年飛騨市告示第92号）に基づく上限500万円の整備補助。（3年分割交付）

3 実施スケジュール

R6年10月～12月	整備予定民間事業者のプロポーザルコンペ実施 蔵（対象地上の現存建物）の解体工事施工
R7年1月	整備予定事業者決定・公表
R7年3月議会	土地の無償貸与に関する議決 整備に係る市の補助金予算計上（R7当初予算）
R7年4月1日	土地の無償貸与契約締結
R7年度中	整備事業者による施設整備工事着工・完了・供用開始

4 参加資格等

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第15号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

5 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

この公募型プロポーザル方式に参加する者は、次の書類を提出すること。

	様 式	書 類 名	部数	提出期限
1	様式 1	参加表明書兼誓約書	1 部	1 2 月 6 日（金）
2	様式 2	提案者情報書	6 部	
3	任 意	企画提案書		
4		整備事業概要の分かる書類・図面等		

※各様式は、飛騨市ホームページ (<http://www.city.hida.gifu.jp/>) より入手してください。

(2) 提出期限等

ア 提出期限 令和6年12月6日(金)午後5時まで

イ 提出先 飛騨市役所 市民福祉部総合福祉課

ウ 提出方法 持参または書留により郵送(郵送の場合は配達証明付郵便に限る。)

※ この公募型プロポーザルへの参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書(様式任意。代表者印の押印及び辞退理由の記載は必須。)を提出すること。

(3) 企画提案書について

ア 企画提案書制作の留意事項

- ① 企画提案書は、文字サイズ10ポイント以上とし、A4版の用紙を用いた印刷物とする。
- ② この手続において使用する用語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- ③ 企画提案書の様式は任意とするが、イ「企画提案書記載事項」に示す構成とすること。
- ④ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、表紙以外に提案者を識別できる情報(社名、ロゴ、製品等)を記載しないこと。
- ⑤ 企画提案書は、1者につき1種とする。

イ 企画提案書記載事項

- ① 企画提案等(表紙を含め15ページ以内で記載すること)

本要領に基づき、次に掲げる事項に対して評価基準を踏まえうえて具体的な提案を行うこと。また、提案者が責任をもって履行できる内容であること。

(a) 施設整備に対する基本的方針

施設整備にあたっての考え方、提案の動機、提案者が施設整備を行ううえて発揮できる強みなどを記載すること。

(b) 施設整備運営実績

これまでの施設整備、施設運営実績を記載すること。

(c) 施設整備計画案

施設整備計画案には運営開始までの準備計画案及び開設後の運営計画及び開設後3年間の収支計画を記載すること。

6 提出書類の取扱い

- (1) 提出期間終了後は、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出された書類は一切返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、プロポーザル提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他各種法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を制作することがある。
- (5) 提出書類は、このプロポーザルの目的以外には使用しない。
- (6) 提出書類は、飛騨市情報公開条例（平成16年飛騨市条例第14号）に基づいて公開する場合がある。
- (7) 提案者から提供された従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (8) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係市条例に基づく。
- (9) 提出書類の内容については、別途確認することがある。

7 事業者選定に係る日程 ※日程については、飛騨市の都合により変更する場合がある。

	手 続	日 程
1	公募期間	令和6年10月8日(火)～12月6日(金)
2	参加表明書兼誓約書の提出期限	令和6年12月6日(金) 午後5時
3	質問受付	令和6年10月8日(火)～11月27日(水)
4	質問回答	令和6年12月2日(月) 午後5時
5	提出書類の提出期限	令和6年12月6日(金) 午後5時
6	審査（プレゼンテーション）	令和6年12月13日(金) 予定
7	選考結果の通知	令和6年12月17日(月) 予定
8	契約締結	令和7年4月1日(火)

8 質問及び回答

(1) 質問方法

ア 質問票（様式3）を電子メールで提出し、必ず電話で着信確認すること。なお、フリーメールからの送信は受信できないことがあるので留意すること。

メールアドレス fukushi@city.hida.lg.jp

イ 質問票の提出期限 令和6年11月27日(水) 午後5時まで

ウ 質問の回答方法

質問の回答は、質問者を伏せて飛騨市ホームページに掲載する。ただし、質問内容により、公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。(飛騨市ホームページ

<http://www.city.hida.gifu.jp/>)

エ 質問の回答日 令和6年12月2日(月)

9 審査の方法

(1) 審査方法

飛騨市が設置する「飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備運営事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーション選考の内容を総合的に審査し、最優秀者1者及び次点1者を選定する。ただし、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得点(100点満点)の6割未満の得点の者は選定しない。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審査し、順位を特定する。

(2) プレゼンテーション選考

ア 企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション選考を行う。

① 実施日 令和6年12月13日(金)※市の都合により日程変更の場合がある。

② 出席者 3名以内とする。

③ 内 容 企画提案内容の説明及び質疑応答

④ 時 間 1者につき30分以内(プレゼンテーション約20分、質疑約10分)

⑤ その他

- ・プレゼンテーション選考は非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。
- ・プレゼンテーションには、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならない。
- ・使用する備品等は、すべて提案者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源は飛騨市で準備できる。
- ・プレゼンテーション選考は、原則提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認めない。

※参加者多数の場合には、書類審査により、プレゼンテーション選考の参加者を3者程度に選定する場合がある。

10 選定基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び配点は、「評価項目一覧表」のとおりとする。

評価項目一覧表（100点満点）

評価項目	評価内容		配点
全体の評価	提案内容の的確性	市の目的を踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10点
		市の示す整備運営条件を踏まえた効果的な整備運営の提案がされているか。	10点
	提案内容の実現性	整備運営の内容が具体的で、実現性があるか。	10点
	運営事業への理解・知識	障がい者就労支援施設に関する理解・知識が十分にあるか。	10点
	独創性	独自のアイデアや特徴を持った提案になっているか。	10点
事業運営	経営見通し	将来にわたり安定した収支採算による運営ができるか	10点
	地域住民との融和	地元住民に配慮した運営の考えや見通しを具体的にもっているか	10点
	市の事業への協力	市の取組みに積極的に関わる意向をもっているか	10点
事業運営体制	人員	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10点
	人材確保	飛騨地域内の介護・福祉サービス事業所の人材への影響がないか。	10点
合計			100点

	配点基準（5段階）				
	優れている	やや優れている	標準	やや劣っている	劣っている
配点	10点	8点	6点	4点	2点

11 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、最優秀者を飛騨市ホームページ（<http://www.city.hida.gifu.jp/>）上で公表する。なお、結果に対する異議は受け付けない。

12 事務局との協議

最優秀者に決定した者は、契約締結に向けての契約書の内容について事務局と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。なお、最優秀者に決定した者との協議が不調のときは、審査による順位づけに基づき次点と契約締結に向けた交渉を行う。

13 その他

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し遵守すること。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - ア 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - イ このプロポーザルを公募した日以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた場合
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- (5) 本件土地の無償賃貸借契約予定者の決定については、最優秀者に決定した者を対象として、事業内容等の契約内容について飛騨市と協議した上で決定するので、事業者の特定をもって提案者の企画提案の内容すべてを了承するものではない。
- (6) 本件は、令和7年3月議会において土地の無償貸与に関する議決後に無償賃貸借契約を締結する。なお、議会において本契約議案が否決された場合、本業務は実施しないものであること、その場合にプロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じたとしても、飛騨市はその損害を一切負担しないものとする。

14 事務局

〒509-4221 岐阜県飛騨市古川町若宮2丁目1-60

飛騨市役所 市民福祉部 総合福祉課

TEL：0577-73-7483（直通）

メールアドレス：fukushi@city.hida.lg.jp